

厚生労働省岩手労働局発表
令和7年12月19日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局職業安定部職業対策課
課長 川村 浩悦
地方障害者雇用担当官 中道 貴弘
電話 019-604-3005

岩手県における障害者雇用状況の集計結果を公表します (令和7年6月1日現在)

～民間企業の実雇用率は2.43%、全国平均(2.41%)を上回る～

岩手労働局（局長 白石 好春）では、岩手県内に本社を置く民間企業や公的機関などにおける令和7年の障害者の雇用状況^(注1)を取りまとめましたので、その結果を公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

- ・実雇用率は2.43%（全国平均2.41%）と前年比0.07ポイント減少した。
- ・雇用されている障害者の数^(注2)は3,617.0人と、前年より1.1%（41人）減少。
- ・法定雇用率（2.5%）^(注3)を達成している企業の割合は55.3%と前年比0.1ポイント減少した。

2 公的機関における在職状況（法定雇用率2.8%）

- (1) 県の機関：雇用障害者数259.5人（対前年比4.6%（12.5人）減少）、実雇用率2.47%（前年比0.30ポイント減少）。
 - ・県の4機関においては、3機関で法定雇用率（2.8%）を達成。
- (2) 市町村の機関：雇用障害者数413.0人（対前年比1.9%（8.0人）減少）、実雇用率2.72%（前年比0.14ポイント減少）。
 - ・報告対象46機関のうち、36機関で法定雇用率（2.8%）を達成。
- (3) 教育委員会：雇用障害者数222.0人（対前年比1.3%（3.0人）減少）、実雇用率2.05%（前年比0.44ポイント減少）。
 - ・報告対象となる岩手県教育委員会と盛岡市教育委員会2機関のうち1機関で法定雇用率（2.7%）を達成。

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）

- ・雇用障害者数12.0人（対前年比9.1%（1.0人）増加）、実雇用率3.03%（前年比0.08ポイント減少）。
- ・報告対象となる独立行政法人等は公立大学法人 岩手県立大学と地方独立行政法人 岩手県工業技術センターの2機関で法定雇用率（2.8%）を達成。

(注1) 障害者の雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「法」という。)では、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主など(下記注3参照)に報告を求めており、民間企業については、岩手県内に本社を置く40.0人以上規模の企業1,123社の状況をまとめたもの。

(注2) 障害者の数

「企業等における雇用障害者数」は、次の表に従って計算される。

* 対象となる障害者1人のカウント数

	常用労働者	短時間労働者	特定短時間労働者
		週所定労働時間 30時間以上	週所定労働時間 20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人	-
重度	2人	1人	0.5人
知的障害者	1人	0.5人	-
重度	2人	1人	0.5人
精神障害者	1人	1人	0.5人

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)については、その1人をもって0.5人分としてカウントされる。

(注3) 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、法に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 一般の民間企業 2. 5% (40.0人以上規模企業)
- 地方独立行政法人等 2. 8% (36.0人以上規模機関)
- 国、地方公共団体 2. 8% (36.0人以上規模機関)
- 都道府県等の教育委員会 2. 7% (37.5人以上規模機関)

【一般民間企業における法定雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

除外率

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る） ・倉庫業 ・航空運輸業	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・他の鉱業 ・水運業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率 20% の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \div 1,013 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{ 人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \div 101 \text{ 人 (端数切り捨て)} \end{array} \right]$$

除外率 10% の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \div 506 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{ 人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \div 114 \text{ 人 (端数切り捨て)} \end{array} \right]$$


○ 国及び地方公共団体における除外率制度

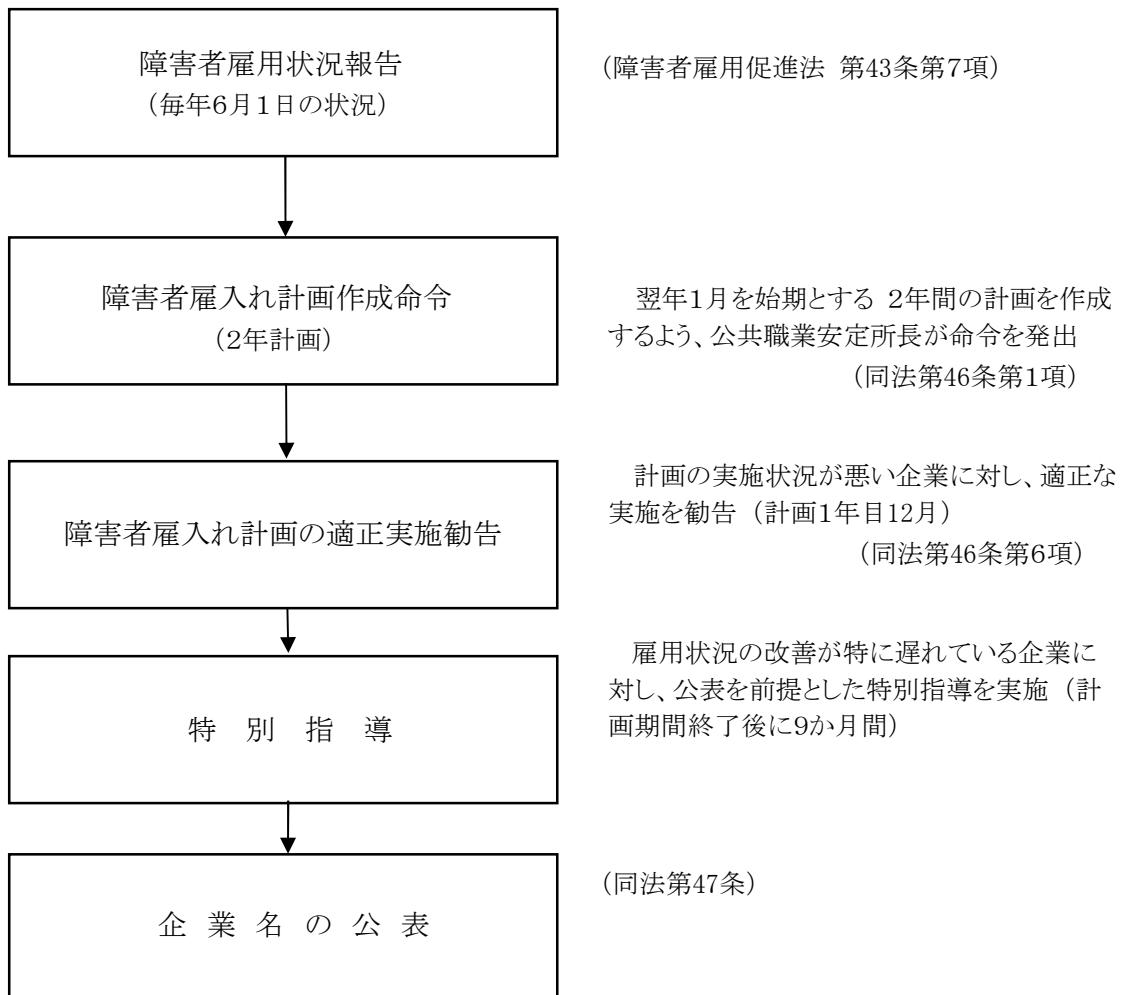
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなつた職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月にそれぞれ、10ポイントの引下げを実施。

障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(概要)

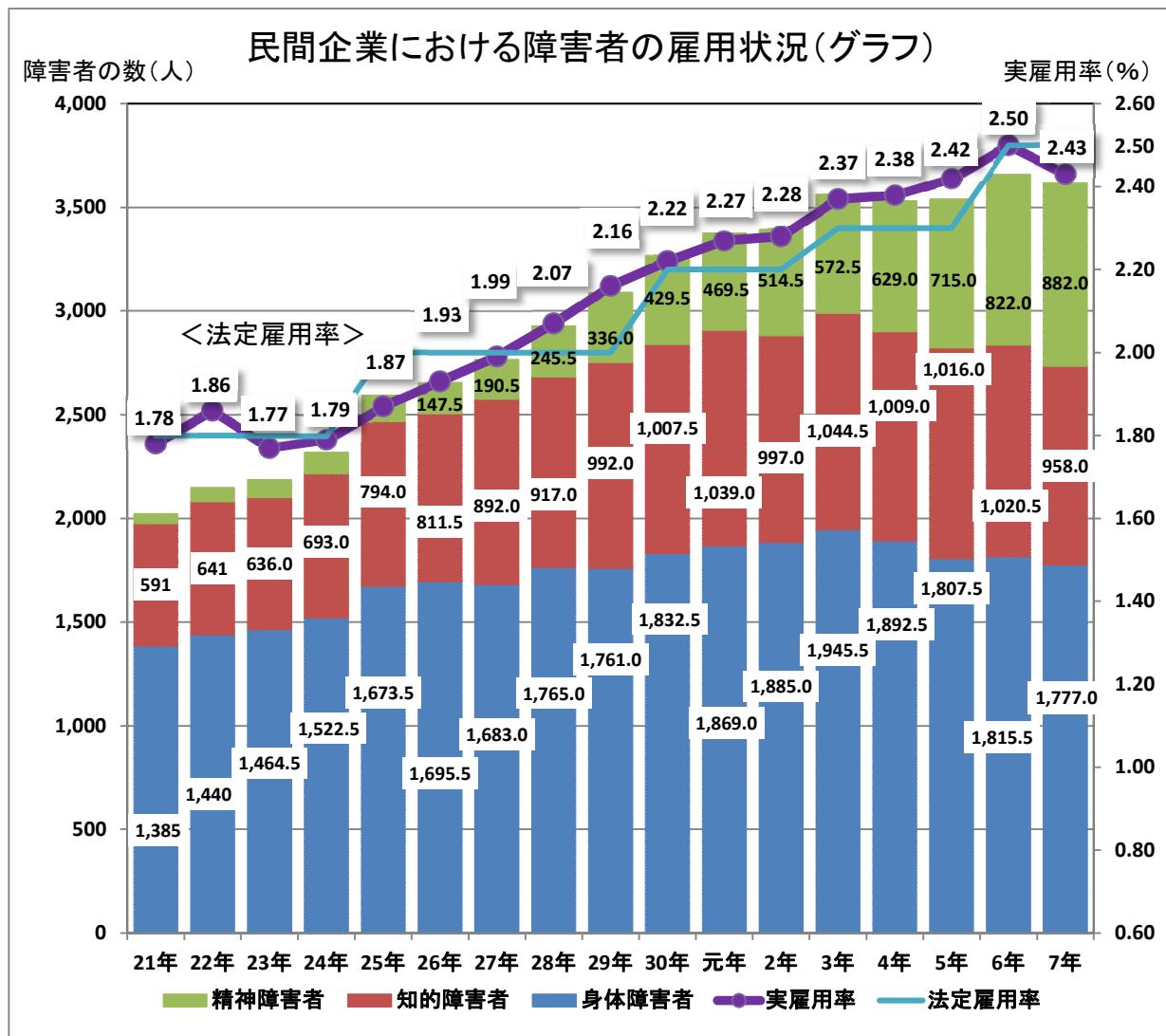
1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 [詳細表P1・P13]

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は3,617.0人で、前年より1.1%（41人）減少した。都道府県別の実雇用率をみると、東北ブロックでは3番目に高い水準となっている。
 - ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,777.0人（対前年比2.1%減）、知的障害者は958.0人（同6.1%減）、精神障害者は882.0人（同7.3%増）となっており、身体障害者及び知的障害者は減少し、精神障害者は増加した。
 - ・ 実雇用率は2.43%で、前年より0.07ポイント減少、法定雇用率達成企業の割合は55.3%となり、前年より0.1ポイント減少した。

	報告対象企業数	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
7年度	1,123	149,100.5	3,617.0	2.43	621	55.3	2.41
6年度	1,093	146,338.5	3,658.0	2.50	605	55.4	2.41
増減	30	2,762.0	▲ 41.0	▲ 0.07	16	▲ 0.1	0.00

〔詳細表 P1 1(1)・詳細表P4 1(4)〕



(2) 企業規模別の状況

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、企業規模40.0人～100人未満及び企業規模300人～500人未満では前年より増加したが、それ以外の企業規模では減少した。
 - 実雇用率は、企業規模300人～500人未満では前年と同率であったが、それ以外のすべての企業規模で前年を下回った。
- なお、企業規模1,000人以上の実雇用率は2.88%であり、法定雇用率（2.5%）を上回っている。
- 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模40.0人～100人未満、企業規模500人～1,000人未満を除く企業規模で増加した。

○規模別障害者雇用数

企業規模	障害者雇用数(人)		対前年増減(人)	対前年増減比(%)
	7年度	6年度		
40.0人～100人未満	926.0	905.5	20.5	2.3
100人～300人未満	1,289.5	1,314.5	▲ 25.0	▲ 1.9
300人～500人未満	455.0	414.0	41.0	9.9
500人～1,000人未満	377.5	393.0	▲ 15.5	▲ 3.9
1,000人以上	569.0	631.0	▲ 62.0	▲ 9.8
計	3,617.0	3,658.0	▲ 41.0	▲ 1.1

[詳細表 P2_1(2)]

○規模別実雇用率・達成企業割合

企業規模	実雇用率(%)		前年比 増減(P)	雇用率達成割合(%)		前年比 増減(P)
	7年度	6年度		7年度	6年度	
40.0人～100人未満	2.19	2.25	▲ 0.06	55.4	55.5	▲ 0.1
100人～300人未満	2.47	2.55	▲ 0.08	55.5	55.3	0.2
300人～500人未満	2.41	2.41	0.00	56.6	54.0	2.6
500人～1,000人未満	2.37	2.46	▲ 0.09	44.0	53.8	▲ 9.8
1,000人以上	2.88	2.96	▲ 0.08	63.6	58.3	5.3
計	2.43	2.50	▲ 0.07	55.3	55.4	▲ 0.1

[詳細表 P2_1(2)]

(3) 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「卸売業・小売業」、「不動産業・物品賃貸業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス・娯楽業」、「教育・学習支援業」以外のすべての業種で前年より増加した。
- 産業別の実雇用率では、「製造業」(2.53%)、「医療・福祉」(2.87%)、の2業種が法定雇用率(2.5%)を上回っている。

産業規模	実雇用率(%)		前年比 増減(P)	障害者雇用数(人)		対前年 増減(人)	対前年 増減比(%)
	7年度	6年度		7年度	6年度		
農・林・漁業	2.22	2.52	▲ 0.30	61.5	57.5	4.0	7.0
鉱業・採石業・砂利採取業	2.19	3.33	▲ 1.14	3.0	3.0	0.0	0.0
建設業	1.92	2.16	▲ 0.24	125.0	116.0	9.0	7.8
製造業	2.53	2.65	▲ 0.12	942.0	973.5	▲ 31.5	▲ 3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1.90	1.90	0.00	6.0	6.0	0.0	0.0
情報通信業	2.35	1.85	0.50	58.0	47.0	11.0	23.4

運輸業・郵便業	2.22	2.21	0.01	176.0	151.0	25.0	16.6
卸売業・小売業	2.35	2.53	▲ 0.18	585.5	698.0	▲ 112.5	▲ 16.1
金融業・保険業	2.17	1.90	0.27	106.5	95.0	11.5	12.1
不動産業・物品賃貸業	1.57	1.85	▲ 0.28	23.5	27.0	▲ 3.5	▲ 13.0
学術研究、専門・技術サービス業	1.88	1.74	0.14	40.0	35.0	5.0	14.3
宿泊業・飲食サービス業	2.11	2.35	▲ 0.24	77.5	91.5	▲ 14.0	▲ 15.3
生活関連サービス・娯楽業	2.49	2.57	▲ 0.08	84.5	88.0	▲ 3.5	▲ 4.0
教育・学習支援業	1.54	1.83	▲ 0.29	69.0	75.0	▲ 6.0	▲ 8.0
医療・福祉	2.87	2.85	0.02	967.0	906.0	61.0	6.7
複合サービス事業	2.24	2.16	0.08	83.0	82.0	1.0	1.2
サービス業	2.24	2.26	▲ 0.02	209.0	206.5	2.5	1.2
計	2.43	2.50	▲ 0.07	3,617.0	3,658.0	▲ 41.0	▲ 1.1

[詳細表 P3 1(3)]

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

- 法定雇用率未達成企業（502社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、72.9%（366社）となっている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は59.0%（296社）となっている。

[詳細表 P6 1(5)]

(5) 県内実雇用率上位企業

<一般企業 実雇用率上位10社>

企業名	業種名	所在地	算定基礎	実雇用率
			労働者数	
株式会社 クリーントピアいわて	洗濯・理容・美容・浴場業	盛岡市	45.0	57.78
有限会社 西部産業	食料品製造業	八幡平市	107.0	40.19
株式会社 二戸食品	食料品製造業	二戸市	45.0	18.89
社会福祉法人聖愛育成会	社会保険・社会福祉・介護事業	奥州市	145.0	13.45
有限会社 ぬぐまるの家	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	68.0	13.24
岩手モリヤ 株式会社	織維工業	久慈市	76.0	13.16
及源鋳造 株式会社	鉄鋼業	奥州市	65.0	10.77
城東交通有限会社	道路旅客運送業	盛岡市	49.0	10.20
岩手協和食品株式会社	食料品製造業	奥州市	50.0	10.00
社会福祉法人 やよい福祉会	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	43.0	9.30

<就労継続支援A型事業所を運営する企業(実雇用率10%以上)>

企業名	業種名	所在地	算定基礎労働者数	実雇用率
			(人)	(%)
一般財團法人青い鳥	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	67.0	72.39
社会福祉法人岩手更生会	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	75.5	37.09
社会福祉法人平成会	社会保険・社会福祉・介護事業	一関市	158.0	22.78
特定非営利活動法人 フラット寺町	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	43.0	19.77
社会福祉法人カナンの園	社会保険・社会福祉・介護事業	一戸町	207.5	18.80
社会福祉法人盛岡市民福祉パンク	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	58.5	17.09
社会福祉法人自立更生会	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	100.5	11.44
L・E エスコート株式会社	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	83.0	10.24
社会福祉法人手をつなぐ	社会保険・社会福祉・介護事業	盛岡市	68.5	10.22

※就労支援A型事業所とは雇用契約に基づき、一般企業に雇用されることが困難な障害者に対して就労の機会を提供するとともに生産活動やその他の活動を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練とその他の便宜を供与する事業のことです。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

- 県の4機関に在職している障害者の数は259.5人で、前年より4.6%（12.5人）減少した。
- 実雇用率は2.47%と前年（2.77%）に比べ0.30ポイント減少した。
- 県の4機関においては、3機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象機関	算定基礎職員数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
7年度	4	10,497.0	259.5	2.47	3	75.0	3.03
6年度	4	9,818.5	272.0	2.77	3	75.0	3.05
増減	0	678.5	▲ 12.5	▲ 0.30	0	0.0	▲ 0.02

[詳細表 P7 2(1)]

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

- 市町村の機関に在職している障害者の数は413.0人で、前年より1.9%（8.0人）減少した。
- 実雇用率は2.72%と前年（2.86%）に比べ0.14ポイント減少した。
- 46機関のうち36機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象機関	算定基礎職員数（人）	障害者雇用数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合（%）	実雇用率（全国）（%）
7年度	46	15,171.5	413.0	2.72	36	78.3	2.69
6年度	47	14,733.0	421.0	2.86	41	87.2	2.75
増減	▲ 1	438.5	▲ 8.0	▲ 0.14	▲ 5	▲ 8.9	▲ 0.06

〔詳細表 P8_2(2)、P10_3(2)〕

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

- 県等の教育委員会に在職している障害者の数は222.0人で、前年より1.3%（3.0人）減少した。
- 実雇用率は2.05%と前年（2.49%）に比べて0.44ポイント減少した。

※報告対象の教育委員会は岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会の2機関。

	報告対象機関	算定基礎職員数（人）	障害者雇用数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合（%）	実雇用率（全国）（%）
7年度	2	10,836.0	222.0	2.05	1	50.0	2.31
6年度	2	9,031.0	225.0	2.49	1	50.0	2.43
増減	0	1,805.0	▲ 3.0	▲ 0.44	0	0.0	▲ 0.12

〔詳細表 P9_2(3)、P11_3(3)〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）

- 地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は12.0人で、前年より9.1%（1.0人）増加した。
- 実雇用率は3.03%と前年（3.11%）に比べ0.08ポイント減少した。

※報告対象の独立行政法人等は公立大学法人岩手県立大学、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの2機関。

	報告対象機関	算定基礎労働者数（人）	障害者雇用数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合（%）	実雇用率（全国）（%）
7年度	2	395.5	12.0	3.03	2	100.0	2.67
6年度	2	353.5	11.0	3.11	2	100.0	2.85
増減	0	42.0	1.0	▲ 0.08	0	0.0	▲ 0.18

〔詳細表 P11_3(4)〕

4 今後の取組み

（1）法定雇用率が未達成の公的機関に対する指導

- 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、引き続き、未達成機関のトップに対する指導を強力に実施し、早期達成を図る。

（2）法定雇用率が未達成の民間企業に対する指導

- 引き続き、各企業の障害者雇用における阻害要因等を踏まえながら、労働局、ハローワークによる個別指導及び関係機関と連携した個別支援を強力に実施し、早期達成を図る。

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

<目次>

1. 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.5%)	
(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3
(4) 民間企業における雇用状況の推移	4
(参考) 民間企業における障害者実雇用率・達成企業割合グラフ	5
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	6
2. 地方公共団体における在職状況	
(1) 県の機関 (法定雇用率2.8%)	7
(2) 市町村の機関 (法定雇用率2.8%)	8
(3) 県等の教育委員会 (法定雇用率2.7%)	9
3. 公的機関の各機関の状況	
(1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.8%)	10
(2) 市町村の機関の状況 (法定雇用率2.8%)	10~11
(3) 県等の教育委員会の状況 (法定雇用率2.7%)	11
(4) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.8%)	11
4. 地域別の障害者雇用状況	
(1) ハローワーク別の状況	12
(2) 都道府県別実雇用率等の状況	13

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③障害者の数							④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
岩手県	企業 1,123 (1,093)	人 149,100.5 (146,338.5)	人 554 (576)	人 347 (351)	人 1,971 (1,951)	人 282 (326)	人 100 (82)	人 3,617.0 (3,658.0)	人 411.0 (312.5)	% 2.43 (2.50)	企業 621 (605)	% 55.3 (55.4)
全国	企業 120,467 (117,239)	人 29,210,526.0 (28,162,399.0)	人 131,865 (130,135)	人 56,620 (54,411)	人 355,741 (336,004)	人 38,811 (39,558)	人 18,227 (13,995)	人 704,610.0 (677,461.5)	人 75,079.5 (71,875.5)	% 2.41 (2.41)	企業 55,434 (53,875)	% 46.0 (46.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である短時間労働者(注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分(注5)		
岩手県	人 3,617.0 (3,658.0)	人 463 (473)	人 66 (83)	人 729 (734)	人 85 (87)	人 27 (18)	人 1,777.0 (1,815.5)	人 164.0 (118.5)	人 91 (103)	人 44 (32)	人 629 (658)	人 197 (239)	人 9 (10)	人 958.0 (1,020.5)	人 61.0 (63.5)	人 613 (559)	人 237 (236)	人 64 (54)	人 882.0 (822.0)	人 186.0 (130.5)		
全国	人 704,610.0 (677,461.5)	人 108,818 (107,220)	人 13,332 (13,040)	人 131,727 (130,667)	人 16,201 (16,593)	人 6,238 (5,011)	人 373,914.5 (368,949.0)	人 27,025.0 (26,889.0)	人 23,047 (22,915)	人 4,425 (4,469)	人 99,821 (95,510)	人 22,610 (22,965)	人 1,017 (1,008)	人 162,153.5 (157,795.5)	人 14,754.0 (14,456.0)	人 124,193 (109,827)	人 38,863 (36,902)	人 10,972 (7,976)	人 168,542.0 (150,717.0)	人 33,300.5 (30,530.5)		

[1 (1) ①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③④欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

[1 (1) ②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計の合計である。

2 ②③ a 欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③④ f 欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③ d 欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④ e 欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③の a c 欄及び④の c 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③の b d 欄及び④の d 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④の e 欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④ g 欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注6)	実雇用率 $F \div (2) \times 100$	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
規模計	企業 1,123 (1,093)	人 149,100.5 (146,338.5)	人 554 (576)	人 347 (351)	人 1,971 (1,951)	人 282 (326)	人 100 (82)	人 3,617.0 (3,658.0)	人 411.0 (312.5)	人 2.43 (2.50)	企業 621 (605)	人 55.3 (55.4)
40.0～100人未満	企業 699 (667)	人 42,355.0 (40,256.0)	人 139 (148)	人 85 (80)	人 520 (487)	人 68 (69)	人 18 (16)	人 926.0 (905.5)	人 91.0 (75.5)	人 2.19 (2.25)	企業 387 (370)	人 55.4 (55.5)
100～300人未満	企業 335 (338)	人 52,167.5 (51,602.0)	人 204 (218)	人 115 (112)	人 719 (722)	人 54 (68)	人 41 (21)	人 1,289.5 (1,314.5)	人 135.5 (106.0)	人 2.47 (2.55)	企業 186 (187)	人 55.5 (55.3)
300～500人未満	企業 53 (50)	人 18,865.5 (17,207.0)	人 76 (73)	人 35 (29)	人 254 (233)	人 23 (10)	人 5 (2)	人 455.0 (414.0)	人 42.5 (32.0)	人 2.41 (2.41)	企業 30 (27)	人 56.6 (54.0)
500～1000人未満	企業 25 (26)	人 15,930.5 (15,944.0)	人 59 (56)	人 34 (34)	人 204 (222)	人 35 (40)	人 8 (10)	人 377.5 (393.0)	人 29.0 (31.5)	人 2.37 (2.46)	企業 11 (14)	人 44.0 (53.8)
1000人以上	企業 11 (12)	人 19,782.0 (21,329.5)	人 76 (81)	人 78 (96)	人 274 (287)	人 102 (139)	人 28 (33)	人 569.0 (631.0)	人 113.0 (67.5)	人 2.88 (2.96)	人 7 (7)	人 63.6 (58.3)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者 である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者 である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者 である短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇用分 (注6)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者 である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者 である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者 である短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇用分 (注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者 である短時間労働者 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分 (注6)
規模計	人 3,617.0 (3,658.0)	人 463 (473)	人 66 (83)	人 729 (734)	人 85 (87)	人 27 (18)	人 1,777.0 (1,815.5)	人 164.0 (118.5)	人 91 (103)	人 44 (32)	人 629 (658)	人 197 (239)	人 9 (10)	人 958.0 (1,020.5)	人 61.0 (63.5)	人 613 (559)	人 237 (236)	人 64 (54)	人 882.0 (822.0)	人 186.0 (130.5)
40.0～100人未満	人 926.0 (905.5)	人 113 (120)	人 22 (24)	人 211 (197)	人 20 (17)	人 4 (4)	人 471.0 (471.5)		人 26 (28)	人 14 (12)	人 144 (141)	人 48 (52)	人 1 (2)	人 234.5 (236.0)		人 165 (149)	人 49 (44)	人 13 (10)	人 220.5 (198.0)	
100～300人未満	人 1,289.5 (1,314.5)	人 160 (164)	人 21 (24)	人 257 (261)	人 24 (29)	人 15 (6)	人 617.5 (630.5)		人 44 (54)	人 22 (14)	人 263 (270)	人 30 (39)	人 8 (5)	人 392.0 (414.0)		人 199 (191)	人 72 (74)	人 18 (10)	人 280.0 (270.0)	
300～500人未満	人 455.0 (414.0)	人 65 (61)	人 8 (9)	人 95 (91)	人 12 (7)	人 2 (1)	人 240.0 (226.0)		人 11 (12)	人 4 (2)	人 76 (72)	人 11 (3)	人 0 (0)	人 107.5 (99.5)		人 83 (70)	人 23 (18)	人 3 (1)	人 107.5 (88.5)	
500～1000人未満	人 377.5 (393.0)	人 55 (51)	人 8 (10)	人 78 (81)	人 9 (12)	人 2 (2)	人 201.5 (200.0)		人 4 (5)	人 3 (4)	人 59 (71)	人 26 (28)	人 0 (0)	人 83.0 (99.0)		人 67 (70)	人 23 (20)	人 6 (8)	人 93.0 (94.0)	
1000人以上	人 569.0 (631.0)	人 70 (77)	人 7 (16)	人 88 (104)	人 20 (22)	人 4 (5)	人 247.0 (287.5)		人 6 (4)	人 1 (0)	人 87 (104)	人 82 (117)	人 0 (3)	人 141.0 (172.0)		人 99 (79)	人 70 (80)	人 24 (25)	人 181.0 (171.5)	

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

産業	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注5)	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者(注5)	F. 計 A× 2+B+C+(D+E) ×0.5(注2)			
農・林・漁業	18	人 2,770.0	8	2	41	4	1	61.5	2.5	2.22	8 44.4
	(16)	(2,278.5)	(10)	(0)	(36)	(2)	(1)	(57.5)	(6.5)	(2.52)	(10) (62.5)
鉱・採石・砂利採取業	2	137.0	0	0	3	0	0	3.0	0.0	2.19	2 100.0
	(1)	(90.0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(3.0)	(2.0)	(3.33)	(1) (100.0)
建設業	94	6,519.5	29	3	62	2	2	125.0	14.5	1.92	50 53.2
	(82)	(5,363.0)	(30)	(2)	(53)	(2)	(0)	(116.0)	(7.0)	(2.16)	(45) (54.9)
製造業	268	37,219.5	140	30	619	23	3	942.0	130.0	2.53	170 63.4
	(260)	(36,705.0)	(160)	(30)	(607)	(29)	(4)	(973.5)	(61.5)	(2.65)	(161) (61.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	316.0	2	0	2	0	0	6.0	0.0	1.90	1 33.3
	(3)	(315.5)	(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(6.0)	(0.0)	(1.90)	(1) (33.3)
情報通信業	19	2,464.5	12	3	30	1	1	58.0	10.0	2.35	14 73.7
	(21)	(2,546.5)	(10)	(4)	(23)	(0)	(0)	(47.0)	(6.0)	(1.85)	(10) (47.6)
運輸・郵便業	66	7,921.5	39	6	90	3	1	176.0	17.5	2.22	36 54.5
	(60)	(6,845.5)	(32)	(4)	(82)	(1)	(1)	(151.0)	(17.0)	(2.21)	(32) (53.3)
卸売・小売業	143	24,915.5	52	107	289	125	46	585.5	63.0	2.35	57 39.9
	(148)	(27,616.5)	(61)	(139)	(329)	(171)	(45)	(698.0)	(81.5)	(2.53)	(61) (41.2)
金融・保険業	12	4,900.0	25	14	41	3	0	106.5	15.0	2.17	4 33.3
	(13)	(4,988.0)	(24)	(7)	(38)	(4)	(0)	(95.0)	(13.0)	(1.90)	(2) (15.4)
不動産・物品賃貸業	13	1,498.0	3	1	16	1	0	23.5	1.0	1.57	3 23.1
	(12)	(1,457.5)	(4)	(0)	(19)	(0)	(0)	(27.0)	(0.0)	(1.85)	(4) (33.3)
学術研究・専門・技術サービス業	25	2,128.5	12	1	15	0	0	40.0	3.0	1.88	13 52.0
	(24)	(2,011.5)	(11)	(1)	(12)	(0)	(0)	(35.0)	(2.0)	(1.74)	(11) (45.8)
宿泊・飲食サービス業	33	3,676.0	14	13	33	7	0	77.5	5.5	2.11	15 45.5
	(37)	(3,900.5)	(13)	(18)	(42)	(9)	(2)	(91.5)	(9.5)	(2.35)	(23) (62.2)
生活関連サービス・娯楽業	35	3,400.0	16	10	35	10	5	84.5	4.0	2.49	16 45.7
	(35)	(3,429.5)	(16)	(14)	(37)	(9)	(1)	(88.0)	(3.0)	(2.57)	(14) (40.0)
教育・学習支援業	22	4,472.5	18	3	30	0	0	69.0	6.0	1.54	4 18.2
	(23)	(4,107.0)	(20)	(3)	(32)	(0)	(0)	(75.0)	(4.0)	(1.83)	(9) (39.1)
医療・福祉	280	33,725.0	144	121	499	87	31	967.0	112.5	2.87	176 62.9
	(271)	(31,760.5)	(145)	(100)	(466)	(78)	(22)	(906.0)	(75.5)	(2.85)	(169) (62.4)
複合サービス事業	15	3,713.5	13	8	46	4	2	83.0	7.0	2.24	8 53.3
	(15)	(3,805.0)	(14)	(3)	(49)	(3)	(1)	(82.0)	(7.0)	(2.16)	(8) (53.3)
サービス業	75	9,323.5	27	25	120	12	8	209.0	19.5	2.24	44 58.7
	(72)	(9,118.5)	(23)	(26)	(123)	(18)	(5)	(206.5)	(17.0)	(2.26)	(44) (61.1)
計	1,123	149,100.5	554	347	1,971	282	100	3,617.0	411.0	2.43	621 55.3
	1,093	(146,338.5)	(576)	(351)	(1,951)	(326)	(82)	(3,658.0)	(312.5)	(2.50)	(605) (55.4)

注 1(1)①の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年 6 月 1 日現在)

年	岩手					全国					法定雇用率 (%)
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	
昭和60年	438	78,577	1,135	1.44	57.3	39,281	13,390,030	168,276	1.26	53.5	1.5
61年	455	80,055	1,155	1.44	56.7	39,732	13,562,883	170,247	1.26	53.8	
62年	453	81,184	1,167	1.44	54.5	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0	
63年	516	86,770	1,295	1.49	51.6	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	1.6
平成元年	558	93,185	1,399	1.50	51.8	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	
2年	573	96,737	1,514	1.57	51.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2	
3年	595	100,527	1,578	1.57	51.9	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8	
4年	616	105,288	1,660	1.58	53.7	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9	
5年	614	107,031	1,748	1.63	55.7	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4	
6年	612	107,814	1,777	1.65	55.2	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4	
7年	635	111,603	1,826	1.64	55.6	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6	
8年	636	111,930	1,853	1.66	54.4	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5	
9年	642	115,240	1,879	1.63	52.6	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2	
10年	639	115,633	1,883	1.63	54.0	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1	
11年	727	118,683	1,941	1.64	49.7	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	1.8
12年	727	118,328	1,938	1.64	49.4	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	
13年	693	114,803	1,882	1.64	48.1	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7	
14年	697	108,506	1,797	1.66	48.2	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5	
15年	692	107,430	1,721	1.60	46.7	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5	
16年	757	113,757	1,838	1.62	45.4	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7	
17年	737	113,412	1,916	1.69	46.5	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1	
18年	725	113,468	1,897.0	1.67	46.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4	
19年	738	114,324	1,961.5	1.72	50.3	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8	
20年	743	116,503	2,031.0	1.74	48.7	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9	
21年	723	113,859	2,021.5	1.78	51.2	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5	
22年	726	115,327	2,147.5	1.86	53.2	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0	
23年	744	123,564.0	2,185.5	1.77	51.6	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	
24年	774	129,259.5	2,318.0	1.79	52.2	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8	
25年	902	138,702.0	2,597.0	1.87	49.6	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7	2.0
26年	904	137,395.5	2,654.5	1.93	52.9	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7	
27年	923	139,094.5	2,765.5	1.99	54.1	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2	
28年	923	141,355.0	2,927.5	2.07	56.3	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8	
29年	939	143,139.0	3,089.0	2.16	57.5	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0	
30年	1,020	147,388.0	3,269.5	2.22	55.0	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9	2.2
令和元年	1,018	148,688.0	3,377.5	2.27	56.6	101,889	26,585,858.0	560,608.5	2.11	48.0	
2年	1,021	149,246.5	3,396.5	2.28	57.0	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15	48.6	
3年	1,066	150,558.0	3,562.5	2.37	58.8	106,924	27,156,780.5	597,786.0	2.20	47.0	2.3
4年	1,060	148,573.5	3,530.5	2.38	58.9	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3	
5年	1,038	146,048.0	3,538.5	2.42	59.2	108,202	27,523,661.0	642,178.0	2.33	50.1	
6年	1,093	146,338.5	3,658.0	2.50	55.4	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41	46.0	2.5
7年	1,123	149,100.5	3,617.0	2.43	55.3	120,467	29,210,526.0	704,610.0	2.41	46.0	

注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)〕

昭和63年～平成4年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者〕

平成5年～平成17年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者〕

平成18年～平成22年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者〕

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年～令和5年

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者〕

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)〕

〔知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)〕

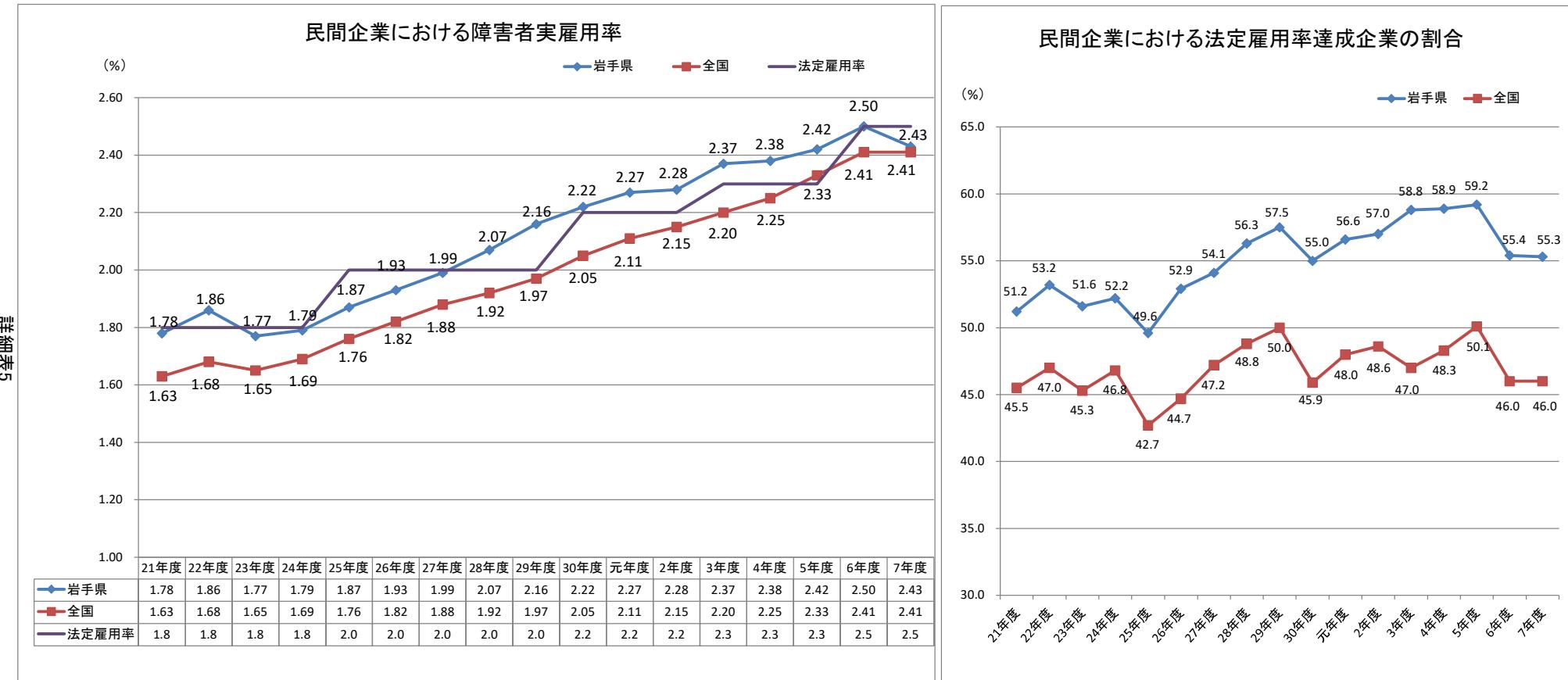
〔精神障害者〕

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

(参考)



(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率未達成 企業の数	②不足数						③ 左のうち障害者の数 が0人である企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9.5人以下	10人以上	
規模計	502	366 (72.9%)	81 (16.1%)	30 (6.0%)	20 (4.0%)	4 (0.8%)	1 (0.2%)	296 (59.0%)
40.0～100人未満	312	294 (94.2%)	18 (5.8%)	—	—	—	—	278 (89.1%)
100～300人未満	149	63 (42.3%)	57 (38.3%)	20 (13.4%)	9 (6.0%)	—	—	18 (12.1%)
300～500人未満	23	5 (21.7%)	4 (17.4%)	6 (26.1%)	8 (34.8%)	—	—	0 (0.0%)
500～1000人未満	14	4 (28.6%)	1 (7.1%)	4 (28.6%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	—	0 (0.0%)
1000人以上	4	—	1 (25.0%)	—	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体等における在職状況(法定雇用率2.8%または2.7%)

(1) 県の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③障害者の数								④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び重度知的障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び重度知的障害者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び重度精神障害者である短時間勤務職員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注4)				
岩手県	機関 4 (4)	人 10,497.0 (9,818.5)	人 47 (51)	人 13 (9)	人 148 (157)	人 8 (7)	人 1 (1)	人 259.5 (272.0)	人 9.0 (15.5)	% 2.47 (2.77)	機関 3 (3)	% 75.0 (75.0)	
全国	167	人 375,748.0 (361,319.0)	人 2,555 (2,536)	人 666 (627)	人 5,336 (5,065)	人 483 (499)	人 43 (34)	人 11,375.0 (11,030.5)	人 1,081.5 (1,041.5)	% 3.03 (3.05)	機関 148 (150)	% 88.6 (89.3)	

[2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

備考

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数								③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)	g. うち新規雇用分(注5)	
岩手県	人 259.5 (272.0)	人 47 (51)	人 5 (6)	人 104 (106)	人 7 (6)	人 0 (0)	人 206.5 (217.0)	人 5.0 (9.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 5 (6)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 5.5 (6.5)	人 0.0 (3.0)	人 39 (45)	人 8 (3)	人 1 (1)	人 47.5 (48.5)	人 4.0 (3.0)	
全国	人 11,375.0 (11,030.5)	人 2,546 (2,527)	人 286 (294)	人 2,912 (2,890)	人 404 (422)	人 25 (23)	人 8,504.5 (8,460.5)	人 494.0 (441.5)	人 9 (9)	人 4 (5)	人 256 (233)	人 78 (77)	人 0 (0)	人 317.5 (294.5)	人 70.5 (83.5)	人 2,168 (1,942)	人 376 (328)	人 18 (11)	人 2,553.0 (2,275.5)	人 517.0 (516.5)	

[2(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員について1人を1カウントとしている。

5 ②③④e欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者	F. 計 $A \times 2+B+C+(D+E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
岩手県	機関 46 (47)	人 15,171.5 (14,733.0)	人 76 (78)	人 12 (8)	人 246 (254)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 413.0 (421.0)	人 24.5 (34.0)	人 2.72 (2.86)	機関 36 (41)	人 78.3 (87.2)
全国	機関 2,470 (2,488)	人 1,456,454.5 (1,363,140.5)	人 8,592 (8,451)	人 2,021 (1,766)	人 19,150 (18,049)	人 1,253 (1,219)	人 321 (214)	人 39,142.0 (37,433.5)	人 3,976.5 (3,626.5)	人 2.69 (2.75)	機関 1,716 (1,769)	人 69.5 (71.1)

注 2 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 $a \times 2+b+c+(d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 $a \times 2+b+c+(d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 $c+d+e \times 0.5$ (注3)	g. うち新規雇用分(注5)		
岩手県	人 413.0 (421.0)	人 76 (78)	人 4 (4)	人 146 (158)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 305.0 (321.0)	人 13.5 (19.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12 (10)	人 0 (0)	人 12.0 (10.0)	人 2.0 (1.0)	人 88 (86)	人 8 (4)	人 0 (0)	人 96.0 (90.0)	人 9.0 (14.0)			
全国	人 39,142.0 (37,433.5)	人 8,463 (8,335)	人 698 (683)	人 10,424 (10,320)	人 1,018 (997)	人 155 (117)	人 28,634.5 (28,230.0)	人 1,892.0 (1,818.0)	人 129 (116)	人 39 (46)	人 1,348 (1,244)	人 235 (222)	人 11 (13)	人 1,768.0 (1,639.5)	人 285.5 (256.5)	人 7,378 (6,485)	人 1,284 (1,037)	人 155 (84)	人 8,739.5 (7,564.0)	人 1,799.0 (1,552.0)		

注 2 (1) ②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数(注1)	③障害者の数								④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者	B. 重度身体 障害者、重 度知的障害 者及び精神 障害者(注3)	C. 重度以外 の身体障害 者(注3)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害 者及び精神 障害者(注3)	E. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及 び精神障害者 である短時間 勤務職員(注3)	F. 計 A × 2+B+C+(D+E) ×0.5(注2)	G. うち新規雇用 分(注4)				
岩手県	機関 2	人 10,836.0	人 57	人 0	人 106	人 2	人 2	人 222.0	人 4.0	% 2.05	機関 1	% 50.0	
		(9,031.0)	(57)	(0)	(109)	(2)	(2)	(225.0)	(5.0)	(2.49)	(1)	(50.0)	
全国	94	人 803,974.0	人 4,027	人 851	人 9,322	人 514	人 133	人 18,550.5	人 2,492.5	% 2.31	機関 40	% 42.6	
		(728,083.5)	(3,979)	(793)	(8,680)	(482)	(94)	(17,719.0)	(2,498.0)	(2.43)	(50)	(53.8)	

注 2 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体 障害者(注4)	b. 重度身体 障害者である 短時間勤 務職員(注4)	c. 重度以外 の身体障害 者(注4)	d. 重度身体 障害者である 短時間勤 務職員(注4)	e. 重度身体 障害者である 短時間勤 務職員(注4)	f. 計 a × 2 + b + c + (d + e) × 0.5 × 0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的 障害者(注4)	b. 重度知的 障害者である 短時間勤 務職員(注4)	c. 重度以外 の知的障害 者(注4)	d. 重度知的 障害者である 短時間勤 務職員(注4)	e. 重度知的 障害者である 短時間勤 務職員(注4)	f. 計 a × 2 + b + c + (d + e) × 0.5 × 0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇 用分(注5)	c. 精神障害 者(注4)	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員(注4)	e. 精神障害 者である短 時間勤務職 員(注4)	f. 計 c + d + e × 0.5(注3)	g. うち新規雇 用分(注5)
岩手県	人 222.0	人 57	人 0	人 82	人 2	人 2	人 198.0	人 3.0	人 0	人 0	人 3	人 0	人 0	人 3.0	人 0.0	人 21	人 0	人 0	人 21.0	人 1.0
		(225.0)	(57)	(0)	(82)	(2)	(2)	(198.0)	(2.0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3.0)	(0.0)	(24)	(0)	(0)	(24.0)	(3.0)
全国	人 18,550.5	人 3,931	人 267	人 4,415	人 379	人 92	人 12,779.5	人 1,152.5	人 96	人 10	人 889	人 135	人 2	人 1,159.5	人 271.0	人 4,018	人 574	人 39	人 4,611.5	人 1,069.0
		(17,719.0)	(3,887)	(243)	(4,353)	(355)	(70)	(12,582.5)	(1,166.5)	(92)	(14)	(794)	(127)	(1)	(1,056.0)	(287.0)	(3,533)	(536)	(23)	(4,080.5)

注 2 (1) ②の表と同じ

3 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
知事部局	人 4,929.0	人 145.0	% 2.94	人 0.0	
医療局	人 5,031.0	人 99.0	% 1.97	人 41.0	
企業局	人 136.0	人 3.0	% 2.21	人 0.0	
警察本部	人 401.0	人 12.5	% 3.12	人 0.0	
計	人 10,497.0	人 259.5	% 2.47	人 41.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町村の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
盛岡市	人 1,872.0	人 50.0	% 2.67	人 2.0	
盛岡市上下水道局	人 165.0	人 4.0	% 2.42	人 0.0	
盛岡市立病院	人 234.5	人 6.0	% 2.56	人 0.0	
宮古市	人 592.0	人 17.0	% 2.87	人 0.0	特例認定あり（注2）
大船渡市	人 460.5	人 12.0	% 2.61	人 0.0	
大船渡市教育委員会	人 68.0	人 2.0	% 2.94	人 0.0	
花巻市	人 1,232.5	人 31.0	% 2.52	人 3.0	特例認定あり（注2）
北上市	人 812.0	人 21.5	% 2.65	人 0.5	特例認定あり（注2）（注3）
岩手中部水道企業団	人 79.5	人 2.0	% 2.52	人 0.0	
久慈市	人 429.5	人 12.0	% 2.79	人 0.0	
久慈市教育委員会	人 111.0	人 3.0	% 2.70	人 0.0	
遠野市	人 339.5	人 10.5	% 3.09	人 0.0	特例認定あり（注2）
一関市	人 1,181.0	人 35.0	% 2.96	人 0.0	
一関地区広域行政組合	人 81.0	人 4.0	% 4.94	人 0.0	
一関市教育委員会	人 194.5	人 7.0	% 3.60	人 0.0	
陸前高田市	人 222.0	人 3.0	% 1.35	人 3.0	特例認定あり（注2）
釜石市	人 452.5	人 11.0	% 2.43	人 1.0	特例認定あり（注2）
二戸市	人 246.0	人 8.0	% 3.25	人 0.0	
八幡平市	人 373.0	人 10.0	% 2.68	人 0.0	特例認定あり（注2）
奥州市	人 1,019.5	人 25.5	% 2.50	人 2.5	
奥州市上下水道部	人 56.0	人 2.0	% 3.57	人 0.0	
奥州市総合水汎病院	人 255.0	人 8.5	% 3.33	人 0.0	
奥州市教育委員会	人 335.0	人 10.5	% 3.13	人 0.0	
滝沢市	人 334.5	人 7.0	% 2.09	人 2.0	特例認定あり（注2）
雪石町	人 340.0	人 11.0	% 3.24	人 0.0	特例認定あり（注2）
葛巻町	人 140.5	人 3.0	% 2.14	人 0.0	
岩手町	人 142.5	人 6.0	% 4.21	人 0.0	特例認定あり（注2）
紫波町	人 235.0	人 6.0	% 2.55	人 0.0	特例認定あり（注2）
矢巾町	人 268.0	人 8.0	% 2.99	人 0.0	特例認定あり（注2）
西和賀町	人 264.5	人 8.0	% 3.02	人 0.0	特例認定あり（注2）
金ヶ崎町	人 172.0	人 1.5	% 0.87	人 2.5	
金ヶ崎町教育委員会	人 87.5	人 1.0	% 1.14	人 1.0	
平泉町	人 142.0	人 4.0	% 2.82	人 0.0	
住田町	人 91.0	人 2.0	% 2.20	人 0.0	
住田町教育委員会	人 69.0	人 1.0	% 1.45	人 0.0	
大槌町	人 220.5	人 6.0	% 2.72	人 0.0	特例認定あり（注2）
山田町	人 311.0	人 9.0	% 2.89	人 0.0	特例認定あり（注2）
岩泉町	人 270.5	人 9.0	% 3.33	人 0.0	
岩泉町教育委員会	人 62.0	人 2.0	% 3.23	人 0.0	

詳細表10

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
田野畑村	69.0	3.0	4.35	0.0	
普代村	72.5	1.0	1.38	1.0	
軽米町	138.0	3.0	2.17	0.0	特例認定あり（注2）
野田村	96.0	3.0	3.13	0.0	
九戸村	170.0	5.0	2.94	0.0	特例認定あり（注2）
洋野町	431.5	12.0	2.78	0.0	特例認定あり（注2）
一戸町	232.5	6.0	2.58	0.0	特例認定あり（注2）
計	15,171.5	413.0	2.72	18.5	

注1 (1)表と同じ。

注2 機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

設定地方機関（A）	みなされることとなる機関（B）
宮古市	宮古市教育委員会
花巻市	花巻市教育委員会
北上市	北上市教育委員会
遠野市	遠野市教育委員会
陸前高田市	陸前高田市教育委員会
釜石市	釜石市教育委員会
八幡平市	八幡平市教育委員会
滝沢市	滝沢市教育委員会
零石町	零石町教育委員会
岩手町	岩手町教育委員会
紫波町	紫波町教育委員会
矢巾町	矢巾町教育委員会
西和賀町	西和賀町教育委員会
大槌町	大槌町教育委員会
山田町	山田町教育委員会
軽米町	軽米町教育委員会
九戸村	九戸村教育委員会
洋野町	洋野町教育委員会
一戸町	一戸町教育委員会

注3 北上市においては、12月1日時点において、障害者の数22.5人、実雇用率2.77%、不足数0.0人となっている。

（3）県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
岩手県教育委員会	人 10,326.0	人 208.0	% 2.01	人 70.0	
盛岡市教育委員会	510.0	14.0	2.75	0.0	
計	10,836.0	222.0	2.05	70.0	

注 (1)表と同じ。

（4）地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
公立大学法人 岩手県立大学	人 320.5	人 9.0	% 2.81	人 0.0	
地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	75.0	3.0	4.00	0.0	
計	395.5	12.0	3.03	0.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 地域別の障害者雇用状況

(1) ハローワーク別の状況

安定所	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成企業数 社	雇用率達成企業割合 %
			合計 人	身体 障害者数 人	知的 障害者数 人	精神 障害者数 人			
盛岡	473	71,097.5	1,686.0	820.5	408.5	457.0	2.37	205	43.3
釜石	50	4,467.0	109.0	50.5	29.5	29.0	2.44	30	60.0
宮古	64	5,837.5	146.0	81.0	33.5	31.5	2.50	44	68.8
花巻	83	11,003.5	261.0	130.5	67.0	63.5	2.37	60	72.3
一関	104	11,801.0	314.0	133.5	114.0	66.5	2.66	70	67.3
水沢	118	15,138.0	357.5	191.0	79.5	87.0	2.36	67	56.8
北上	95	14,178.0	296.5	178.0	55.0	63.5	2.09	50	52.6
大船渡	43	5,650.5	151.5	72.5	48.5	30.5	2.68	27	62.8
二戸	47	6,533.0	195.0	63.5	99.0	32.5	2.98	30	63.8
久慈	46	3,394.5	100.5	56.0	23.5	21.0	2.96	38	82.6
計	1,123	149,100.5	3,617.0	1,777.0	958.0	882.0	2.43	621	55.3

(2) 都道府県別実雇用率等の状況

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434 / 120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146 / 4,385
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584 / 1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621 / 1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906 / 1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531 / 905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568 / 1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930 / 1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876 / 1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854 / 1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042 / 1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923 / 4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529 / 3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922 / 25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490 / 5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234 / 2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571 / 1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644 / 1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505 / 865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403 / 740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091 / 1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012 / 1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819 / 3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577 / 7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848 / 1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583 / 1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094 / 2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001 / 9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914 / 4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467 / 800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421 / 729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314 / 545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462 / 693
岡山	2.45	△0.13	49.1	△1.7	864 / 1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329 / 2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565 / 1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337 / 593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563 / 976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612 / 1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342 / 612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201 / 4,658
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458 / 734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679 / 1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824 / 1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595 / 1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597 / 963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845 / 1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741 / 1,285

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。